

## 令和8年度「ここ滋賀」観光誘客機能強化事業業務委託仕様書

### 1 目的

旅行商品の販売促進施策を実施することで、「ここ滋賀」から滋賀への誘客の強化を図る。

### 2 業務期間

契約の日から令和9年3月31日

### 3 業務内容

「ここ滋賀」やイベントへの来訪者の滋賀への旅行を後押しするため、来訪者のニーズや、県の施策に沿った滋賀への誘客促進施策「ここ滋賀旅行割」を実施する。

#### (1) 「ここ滋賀旅行割」の実施

滋賀方面の旅行商品の付加価値を高めるため、旅行代金等が割引される制度「ここ滋賀旅行割」を運営する。

#### ア 対象者

全国の方

#### イ 対象期間

契約締結後から令和9年3月20日まで。ただし、予算が上限に達した時点で終了する。

#### ウ 割引対象

旅行代理店に支払う【旅行代金】（旅行代理店が手配を請け負う宿泊代および新幹線代）

※申込済の旅行等に後から割引を適当させることは認めない。

#### エ 割引金額

滋賀県として地域振興に取り組んでいる長浜市、高島市または米原市（以下「北部3市」という。）での宿泊を含む旅行については、北部3市以外の県内市町での宿泊の旅行より割引を大きくし、誘客促進を図る。

##### (ア) 北部3市の宿泊を含む旅行の場合

1名あたりの【旅行代金】	割引金額
30,000円以上	6,000円
50,000円以上	10,000円

##### (イ) 北部3市以外の宿泊を含む旅行の場合

1名あたりの【旅行代金】	割引金額
30,000円以上	3,000円
50,000円以上	5,000円

オ 対象の宿泊施設  
滋賀県内の宿泊施設

カ 割引原資

事業費のうち 6,960 千円以上を割引原資とする。

(2) 対象宿泊施設との調整

「ここ滋賀旅行割」に参加する宿泊施設を募集し、各施設との調整を図る。

(3) 「ここ滋賀旅行割」キャンペーンに係る問い合わせ対応

「ここ滋賀旅行割」キャンペーンに係るお客様や各宿泊施設からの問い合わせに適切に対応する。なお、オンライン申込が必要な場合は、デジタル操作に不慣れなお客様に対し、適切なサポートを実施する。

(4) 「ここ滋賀旅行割」に係る利用状況報告

週単位で「ここ滋賀旅行割」に係る利用状況を県に報告する。なお、原資が少なくなった場合は、週単位に限らず臨機応変に報告を行う。

(5) 「ここ滋賀旅行割」に係る広報

ア 「ここ滋賀旅行割」に係る旅行者向け P R チラシを 2,000 部以上作成し、それを活用した広報をする。なお、作成したチラシおよびそのデータは県に納品をする。

イ 「ここ滋賀旅行割」について、キャンペーンの申込期間中は月に 1 回以上、SNS やメールなどのデジタルチャネルを用いた広報をする。なお、利用状況が低調な場合は、適宜必要に応じて広報を実施する。

ウ ア、イに加えて「ここ滋賀旅行割」の活用促進に効果的なキャンペーンを実施する。

#### 4 成果物の提出

成果物として以下のものを、1 部ずつ県に提出すること。なお、その他必要な資料等については、県と協議の上、必要な部数を提出すること。

ア 年間実績報告書

イ 「ここ滋賀旅行割」 P R チラシ

ウ その他作成物

#### 5 留意事項

委託業務の実施にあたっては、次の事項に留意すること。

(1) 受託者は、業務全体を管理統括する者、県と連絡調整を行う者、その他業務をサポートするのに必要な体制を構築しなければならない。

(2) 受託者は、本委託業務の着手前に全体の方針等についてあらかじめ県の承諾を受けなければならない。

(3) 受託者は、誘客促進施策の実施にあたっては、各種法令を遵守する。

(4) 受託者は、県、「ここ滋賀」運営事業者および滋賀県旅館ホテル生活衛生同業組合と十分な調整を行うとともに、県内観光協会や観光施設、公益社団法人びわこビジターズビューロー等との連

携を図り、本委託業務の内容に疑義が生じた場合は速やかに報告し、監督職員の指示を受け、それに従わなければならない。

- (5) 当事業において新たに作成された成果物に関する著作権は、県が引き渡しを受けたときに無償譲渡されるものとし、県や県が認める団体等が行う他の媒体等での活用を妨げないものとする。
- (6) 受託者は、本委託業務に係る経理の収支を明らかにするため、これに関する帳簿及び証拠書類を整理するものとし、本委託業務が終了した日の属する会計年度の翌年度から起算して5年間これを保存しなければならない。
- (7) 個人情報の取扱いについては、各種法令遵守を徹底するとともに、別添「個人情報取扱特記事項」を遵守すること。
- (8) 受託者は、本委託業務に関する十分な知識、理解および経験のある複数のスタッフを確保の上、委託条件を遵守し事業を遂行するものとする。
- (9) 受託者は、本委託業務の実施に際して、県と受託者の間で打合せを行った際は、打合せ記録を作成し、速やかに提出すること。受託者は、打合せ結果を元に、本委託業務に誠実に反映させることとする。
- (10) 本仕様書および契約書に定めのない事項に関して疑義が発生した場合は、関係者間において別途協議の上定めるものとし、事業目的を到達するために必要と認められる事項には、双方協議の上、受託者の負担で実施する。